

## ZEUS WiFi CHARGE 利用規約（重要事項説明書）

株式会社 HUMAN LIFE（以下「当社」といいます。）は、ZEUS WiFi CHARGE 利用規約（以下「本規約」といいます。）を以下のとおり定め、これにより ZEUS WiFi CHARGE サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第一章 総則

#### 第1条（定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「ZEUS WiFi CHARGE サービス」とは、本規約に基づいて、ZEUS WiFi 端末を利用して提供されるワイヤレスデータ通信等のサービスの名称を指します。
- (2) 「本サービス契約」とは、本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (3) 「契約者」とは、本サービスに申込み、本サービスにかかる料金等を支払う義務を負う本サービス契約の当事者をいいます。
- (4) 「利用者」とは、本規約に従い、本サービスを利用する者をいいます。
- (5) 「携帯電話事業者」とは、当社と直接又は間接にワイヤレスデータ通信及び回線交換サービスの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者をいいます。
- (6) 「ワイヤレスデータ通信」とは、携帯電話事業者が提供する無線データ通信パケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。
- (7) 「ユニバーサル利用料」とは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金をいいます。
- (8) 「利用者回線」とは、本サービス契約に基づいて、利用者が利用する電気通信回線をいいます。
- (9) 「端末機器」とは、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）で定める種類の端末設備の機器をいいます。
- (10) 「ZEUS WiFi 端末」とは、本サービスを利用するために契約者が当社から購入し、又は他の契約者から譲渡されることで取得したデータ通信機器類、その他付属品類等の必要機器類一式をいいます。
- (11) 「自営端末機器」とは、利用者が本サービスを利用するため自ら用意する端末機器（当社が利用者に対して販売した機器も含みます。）をいいます。
- (12) 「協定事業者」とは、当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者を

います。

- (13)「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

## 第 2 条（契約の単位）

当社は、本サービスにかかる 1 の申込みごとに 1 の契約を締結するものとします。ただし、個人名義における本サービスの申込みについては、3 契約までとします。

## 第 3 条（本規約及び本規約の変更）

1. 契約者又は利用者は、本サービス契約、本規約及びその他の本サービスに関する諸規定に従って本サービスを利用するものとします。なお、本規約は本サービス契約の一部を構成するものとします。
2. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、お客様の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約その他本規約に付随して当社が別に定める事項（以下「本規約等」といいます。）を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本規約等によります。
3. 当社は、本規約等を変更する場合は、変更後の本規約等の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページ若しくは当社が別途開設又は提携するインターネット上のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）に掲示する方法又はその他当社が相当と認める方法により周知します。なお、変更後の本規約等は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

## 第 4 条（本サービス及びオプションサービスの申込及び利用開始）

1. 本サービス契約は、本サービスの利用希望者が本規約に同意の上で、当社が別途定める手続きに従い本サービスへの申込みをし、当社が当該希望者を本サービスの契約者として登録し、申込に対して承諾する旨の通知をした時点をもって成立するものとします。なお、当該承諾通知は、契約者が本サイト上で登録した電子メールアドレスに電子メールを送信する方法をもって実施します。
2. 本サービスの利用申込みをする者は、契約者及び利用者の本人確認（氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を、当社が定める期日までに提示する必要があります。
3. 本サービスの開始日は、当社がこれを指定するものとします。
4. 当社は、申込みがあった時は、原則としてこれを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービス利用の契約者が本サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがある

ると当社が判断したとき。

- (2) 契約者が第 15 条（利用停止）第 1 項各号の事由に該当するとき。
  - (3) 契約者が、申込以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき。
  - (4) 申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
  - (5) 申込に際し、契約者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
  - (6) 契約者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
  - (7) 本条第 2 項において、本人確認ができないとき。
  - (8) 契約者が未成年であるとき。
  - (9) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
5. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。
  6. 当社は、本条第 4 項に掲げる事由の判断のため、契約者に対し、当該契約者の身分証明にかかる公的書類その他の書類の提出を求める場合があります。
  7. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、本条第 4 項の規定にかかわらず、当社は、当該上限を超える部分にかかる申込を承諾しないことができるものとします。
  8. 契約者は、本サービス契約の申込の際、当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。
  9. 契約者が他の契約者から譲渡されることで取得した ZEUS WiFi 端末を利用して ZEUS WiFi CHARGE サービスを受けようとする場合、当該 ZEUS WiFi 端末に付帯していた容量及びオプションは、本サービス契約の締結をもって失効するものとし、当該 ZEUS WiFi 端末の不具合による通信不良に関して、当社は責任を負わないものとします。

## 第 5 条（権利の譲渡制限等）

契約者が、本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をすることができません。

## 第二章 本サービス

### 第 6 条（通信区域）

1. 本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。本サービスは接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、本サービスを利用することができない場合

があります。

2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによる如何なる損害賠償も請求することはできません。

#### 第7条（通信区域の制限）

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは携帯電話事業者又は協定事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。
2. 前項の場合、利用者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによる如何なる損害賠償も請求することができません。

#### 第8条（通信時間等の制限）

1. 前条の規定による場合のほか、当社は通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 前項の場合のほか、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社、協定事業者又は携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の利用者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。
3. 当社は、利用者における一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えると、又は一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えると、その通信を制限、若しくは切断することがあります。
4. 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、帯域を継続的かつ大量に占有する通信について停止することがあります。
5. 本条に基づき通信時間等の制限、通信の停止が行われる場合、利用者は当社に対し、通信時間等が制限されることによる如何なる損害賠償も請求することはできません。
6. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

#### 第9条（通信速度等）

1. 当社が本サービス上に定める通信速度はベストエフォート方式を採用しています。

2. 前項に定める通信速度は、実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、利用者が使用する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、利用者は了承するものとします。
3. 各プランに定めるご利用データ通信量の上限を超えたことを当社が確認した場合については、「別紙2 ZEUS WiFi CHARGE 提供条件書」によります。
4. 当社は、本サービスにおける通信速度について、如何なる保証も行わないものとします。
5. 利用者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
6. ネットワーク品質の維持及び公正な電波利用の観点から、違法ダウンロード等の不正利用又は著しくネットワークを占有するレベルの大容量通信をされた場合、前条の通信時間の制限と併せ、通信速度を制限することがあります。

#### 第10条（利用者の禁止事項）

利用者は本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為。
- (2) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を著しく毀損する行為。
- (3) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (4) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為。
- (5) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為、貸金業を営む登録を受けずに金銭の貸し付けの広告を行う行為。
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- (7) 他人のインターネット上のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (8) 自己のID情報を他人と共有し、又は他者が共有しうる状態に置く行為。
- (9) 他人になりすまして本サービスを使用する行為。（他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）
- (10) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (11) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット、SMS等を含みます。）において、その管理者の意向に反する内容又は様態で、宣伝その他の書き込みをする行為。
- (12) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為。

- (13) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
- (15) 違法行為（拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負、仲介又は誘引（他人に依頼することを含みます。）をする行為。
- (16) 人の殺人現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (17) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (18) 犯罪や違法行為に結び付く、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
- (19) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (20) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為。
- (21) 機械的な発信等により、長時間又は多数の通信を一定期間継続して接続する行為。
- (22) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを利用し、又はそれらの運営を妨げる行為。
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを貼る行為。
- (24) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- (25) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれのある行為。
- (26) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声若しくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘など行う行為。
- (27) 自動電話ダイヤリングシステムを用い又は合成音声通信若しくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある音声通信をする行為。
- (28) SIMカードに登録されている電話番号、その他の情報を変更又は消去する行為。
- (29) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- (30) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。

## 第 11 条（初期契約解除）

本サービス契約については、初期契約解除はできません。

## 第 12 条（契約者識別番号の登録等）

契約者の契約者識別番号の登録等は、携帯電話事業者の定める約款に従い、当社が協定事業者を通じて携帯電話事業者に取次ぎます。

## 第 13 条（自営端末機器）

1. 利用者は、本サービスを利用するために必要となる設備については、利用者が自己の費用と責任において準備及び維持するものとします。
2. 利用者は、本サービスを利用するために必要となる設備が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用をできないものとします。
3. 当社は、前項の場合において、利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第三章 提供の中断、一時中断、利用停止及び解除

### 第 14 条（提供の中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することがあります。
  - (1) 当社又は協定事業者若しくは携帯電話事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第 7 条（通信区域の制限）、第 8 条（通信時間等の制限）及び第 9 条（通信速度等）により通信利用を制限するとき。
  - (3) 携帯電話事業者の約款により通信利用を制限するとき。
2. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の中断について、損害賠償又は本サービスの料金の全部又は一部の返金はしません。

### 第 15 条（利用停止）

当社は、本サービスの仕様として定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。  
（当社が定める方法による支払いのないとき、及び、支払期日経過後に支払われ当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
- (2) 本サービスに関する申込みについて、申込みの内容が事実と反することが判明したとき。

- (3) 契約者が当社に届出ている情報に変更があったにもかかわらず、当該変更にかかる届出を怠ったとき、又は、届出られた内容が事実と反することが判明したとき。
- (4) 第4条第2項に定める本人確認に応じないとき。
- (5) 第13条（自営端末機器）の規定に違反し、本サービスを技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
- (6) 当社の業務又は本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、又は故障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき。
- (7) 本サービスが他の契約者に重大な支障を与える態様で使用されたとき。
- (8) 本サービスが違法な態様で使用されたとき。
- (9) 本規約の定めに違反する行為が行われたとき。

#### **第16条（当社による本サービスの提供の終了）**

当社は、契約者等が前条各号の規定のいずれかに該当する場合、契約者に対する本サービスの提供を終了することがあります。

### **第四章 料金**

#### **第17条（料金）**

当社が提供する本サービスの料金は、本サイト等において表示するものとし、契約者はこれらの料金について当社に支払う義務を負うものとします。

#### **第18条（料金の計算等）**

料金の計算方法ならびに料金の支払方法は、別途当社が定めるところによることとし、契約者はこれを了承します。

### **第五章 損害賠償**

#### **第19条（本サービスの利用不能による損害）**

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約にかかる電気通信設備による全ての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、購入いただいたワイヤレス通信データサービスの容量・使用期間に相当するデータプラン利用料（対応するデータプランが存在しない場合には、当該プランよりも契約者にとって有利な条件のプランのうち当社が選択するプラン）の金額を上限として、24時間ごとに当該デ

ータプランの料金の 1 日分の金額（対象となるデータプランの金額を当該利用期間に対応する日数で除した金額）を損害とみなし、その損害を賠償します。

2. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。また、当社は、相当因果関係のない、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

## 第 20 条（免責）

1. 電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されているデータ、情報等の内容等が変化又は消失することがあります。当社はこれにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。
2. 当社は、本規約等の変更により ZEUS WiFi 端末、自営端末機器の改造又は変更（以下、本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等などに要する費用については負担しません。

## 第 21 条（損害賠償額の上限）

当社が契約者等に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者等に現実に発生した通信損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者等から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません。

# 第六章 保守

## 第 22 条（当社の維持責任）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

## 第 23 条（利用者の維持責任）

1. 利用者は、ZEUS WiFi 端末及び自営端末機器を、当社の定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとします。
2. 前項の規定によるほか、利用者は、ZEUS WiFi 端末及び自営端末機器（移動無線装置に限ります。）を無線設備規則に適合するよう維持するものとします。

## 第 24 条（保証の限界）

1. 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続し

ている電気通信設備等いかなる通信の品質も保証することはできません。

2. 当社は、インターネット及びコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準及びネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

## 第25条（サポート）

1. 当社は、利用者に対し、本サービスの利用に関する当社が定める内容の技術サポートを提供します。
2. 当社は、前項に定めるものを除き、利用者に対し、保守、デバッグ、アップデート又はアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。

## 第七章 雑則

### 第26条（位置情報の送付）

1. 携帯電話事業者又は協定事業者がワイヤレスデータ通信にかかる当社との間に設置した接続点と利用者回線との間の通信中にその当社にかかる電気通信設備から携帯電話事業者が別に定める方法により位置情報（その利用者回線に接続されている移動無線装置の所在にかかる情報をいいます。以下本条において同じとします。）の要求があったときは、利用者があらかじめ当社への位置情報の送付にかかる設定を行った場合に限り、その接続点へ位置情報を送付することを、利用者は、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、前項の規定により送付された位置情報に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。

### 第27条（情報の収集）

当社は、本サービスに関し、利用者に技術サポート等を提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。利用者は、利用者から必要な情報が提供されないことにより、当社が十分な技術サポート等を提供できないことがあることをあらかじめ了承するものとします。

### 第28条（反社会的勢力排除に対する表明保証）

1. 契約者等は、本サービス契約締結時及び締結後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するも

のとします。

2. 契約者等が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 反社会的勢力を利用していること。
- (4) 反社会勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (6) 自ら又は第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと。
- (7) 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### **第 29 条（他の事業者への情報の通知）**

契約者は、本サービスの料金、オプションサービス利用料及びその他の債務の支払いをしない場合又は第三者によるなりすまし等の不正行為その他の犯罪行為があった場合、当社が、当社以外の事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

#### **第 30 条（本サービスの廃止）**

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者等に告知します。

#### **第 31 条（本サービスの技術仕様等の変更等）**

当社は、本サービスにかかわる技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、利用者が使用する端末の改造又は撤去等を要することとなった場合であっても、その改造又は撤去に要する費用について負担しないものとします。

#### **第 32 条（分離性）**

本規約の一部分が無効で強制力をもたないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

### 第 33 条 (協議)

当社及び契約者は、本サービス契約、本サービス又は本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

### 第 34 条 (その他)

1. 本サービス契約及び本規約から生じる当社の権利は、当社が権利を放棄する旨を契約者又は利用者に対して明示的に通知しない限り、放棄されないものとします。
2. 本規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本サービス契約、本規約若しくは本サービスに関する紛争又は本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 当社は、本サービスの提供にあたって契約者又は利用者から取得した個人情報について、当社が別に定めるプライバシーポリシーに基づき取り扱うものとします。
4. 本サービスに関する訴訟は、当該訴訟の原因が生じてから一年以内に提起されなければならないものとします。

附則

2023 年 11 月 20 日制定